

## 感染症・予防接種レター（第33号）

日本小児保健協会予防接種・感染症委員会では「感染症・予防接種」に関するレターを毎号の小児保健研究に掲載し、わかりやすい情報を会員にお伝えしたいと存じます。ご参考になれば幸いです。

日本小児保健協会予防接種・感染症委員会委員長 加藤達夫

予防接種・感染症委員会

委員長 加藤 達夫	副委員長 岡田 賢司	庵原 俊昭	宇加江 進	古賀 伸子
住友真佐美	多屋 馨子	馬場 宏一	三田村敬子	

## 予防接種と副反応

予防接種は、これまで、天然痘の根絶をはじめ多くの疾病の流行防止に成果を挙げてきました。予防接種によって国民全体の免疫水準を維持するためには、一定の接種率を確保することが重要です。

一方、健康な子どもに予防接種をすることに対しては、副反応を心配し接種をためらっている保護者がいるのも事実です。

人の体質は一人一人違います。極めてまれとはいえ、重い健康被害が発生することは避けられません。1994年の予防接種法改正は、まれながら起こりうる副反応（健康被害）に対する国民の意識を反映して行われました。

この稿では、現行の予防接種制度のなかで、予防接種を安全に行うための仕組みをいくつか挙げて解説します。

### ① 情報提供の徹底

医師・接種担当者向けには「予防接種ガイドライン」、保護者向けには「予防接種と子どもの健康」という内容のパンフレットを市町村が配布しています。被接種者や保護者に、予防接種の必要性、まれながら起こりうる健康被害の症状や頻度などを理解していただいたうえで接種の同意を得ることになっています。これらの情報提供によって、接種率の向上も図ることになります。

### ② 予診の充実

#### 予診票を活用して

予防接種を希望するものがその効果及び副反応並びに必要性を理解しているか、予防接種不適當者または予防接種要注意者に該当しないか、当日の体調がよいかを判断します。

### 検温・接種前診察（視診および聴診）

全員に実施します。これによってすべての健康被害の発生を予見できるわけではありませんが、医師としては、予診を尽くし、最大限の努力をして接種を受ける者の体調を確認することが求められています。

小児保健協会が本年5月に行った市町村に対する調査では、BCGで約60%、ポリオでは90%以上が集団接種方式で行われています。

集団接種であっても、保護者の方が判断に迷ったときは医師とよく相談して十分に納得して接種を受けられるよう配慮する必要があります。

予診を十分に行い、効果と副反応について理解したうえで保護者が接種に同意した場合のみ接種が行われることとなります。

問題点があれば、安全のためにその日は接種を中止し、最良と思われる接種機会を確保することが重要です。

### ③ 副反応（健康被害）の速やかな情報収集体制

副反応の発生状況は、1996年度から、「予防接種後健康状況調査」と「予防接種後副反応報告届出制度」によって把握されています。

この2つの制度は、現在まで順調に進捗し、わが国のワクチンの改良にも大きく貢献しています。

#### 予防接種後健康状況調査

協力医療機関において、接種時にアンケートを保護者に配布し、接種後一定期間に発生した症状を回答してもらって調査です。

主として比較的軽微で通常起こりうる反応（発熱や局所反応）が確実に調査でき、発生頻度も明らかにできます。毎年半期ごとに集計し報告書は厚生労働省のホームページに掲載されます。

### 予防接種後副反応報告

医師は、予防接種後の副反応を診断した場合には、保護者の同意を得たうえで、当該被接種者が予防接種を受けた際の居住区域の管轄市町村長に報告書を届出ます。

比較的に重症で発生頻度は低い副反応の把握を目的とし、一定の基準を満たす副反応が報告されることになっています。

これらの制度は、予防接種との因果関係とは関係なく、予防接種後に健康状況の変化を来した症例について報告されるものです。これらの報告の中には、予防接種によって引き起こされた反応だけでなく、予防接種との関連性が考えられない紛れ込み事例も含まれています。

#### ④ 健康被害救済制度の充実

ワクチンの改良が進んだ今日でも、十分な予診を行って健康状態を確認していても、予防接種による重い副反応や後遺症はゼロにできません。健康被害救済制度はこのような事例に対する救済の必要から1976年の法改正で正式に法律として定められた制度です。

1994年の法改正によって、予防接種は強制接種から「国民の努力義務」と変わりました。国民が積極的に接種を受け、そのために対象疾患の流行がなくなれば

国全体の利益であり、社会防衛であることから、強制接種の時代に作られた救済制度は、「予防接種による健康被害の迅速な救済を図ること」として法の目的に追加され、被害者の救済は手厚くなりました。

健康被害救済に関する請求について、厚生労働大臣がその予防接種と因果関係があると認定した場合、救済が行われます。この制度の実施主体は市町村となっており、認定手続きは、接種した区市町村から当該都道府県を経由して、厚生労働省に対して行われます。

ポリオに関しては「ポリオ生ワクチン二次感染対策事業」に基づき、定期のポリオ予防接種を受けたものに接触すること等により二次感染したと厚生労働大臣が認定した場合、市町村長が健康被害に対する給付を行うという制度があります。

以上、副反応（健康被害）に関するいくつかの制度を挙げてみました。

現場で保護者の方にお話しするのは、次の2点です。

- お子さんの体調の良いときを選んで受けて下さい
- 疑問な点はよく相談して納得して受けて下さい。

予防できる病気にかかって、子どもたちがつらい思いをすることがないように、地域の関係機関と連携し、市民が安心して接種が受けられる体制を整備し、正確な情報を伝えていくことが保健所の役割です。

(文責：古賀伸子)